



賃上げ税制の改正

企業が支払う雇用者の賃金上昇を促すために引き続き税額控除が行われます。税額控除は、算出した法人税額から直接差し引けます。利用できれば節税のメリットが大きいです。中小企業については、要件を満たせば、雇用者全体の給与等支給額の増加分について15~40%の税額控除、大企業では15~30%の税額控除を受けられます。

(1) 中小企業向け

適用対象

青色申告書を提出する中小企業者等

適用期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度（個人事業主は令和5年、令和6年が対象）

必要要件

雇用者全体の給与等の支給額が前年度比で1.5%以上増加したこと 15%を税額控除
又は

雇用者全体の給与等の支給額が前年度比で2.5%以上増加したこと 30%を税額控除

追加要件

教育訓練費が前年比で10%以上増加すると
上記に+10%税額控除の上乗せ

∴ 15%、15%+10%=25%
又は 30%+10%=40% 控除可能です。

控除上限額は法人税額の20%となります。

令和2年4月1日～（現行1）との違い

現行1の期間では継続雇用者給与等支給額となっております。これは24か月会社に所属していた人が前期と今期を比較して1.5%の増加を見ております。現行2の期間及び改正後では継続雇用者とはなっていません。

令和3年4月1日～（現行2）との違い

現行1と2の改正前は10%の控除が、改正後は15%になります。

教育訓練費の上乗せの条件に認定経営力向上計画における経営力向上の認定を受けるという条件がなくなりました。



(2) 大企業向け

適用対象

青色申告書を提出する全企業

適用期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度

必要要件

継続雇用者の給与等の支給額が前年度比で3%以上増加したこと 15%を税額控除
又は

継続雇用者の給与等の支給額が前年度比で4%以上増加したこと 25%を税額控除

追加要件

教育訓練費が前年比で20%以上増加すると
上記に+5%税額控除の上乗せ

∴ 15%、15%+5%=20%
又は 25%+5%=30% 控除可能です。

控除上限額は法人税額の20%となります。

令和3年4月1日～（現行）との違い
改正前は新規雇用者で比較し10%の控除が改正後は令和3年3月31日以前の継続雇用者での比較に戻し15%の控除になります。

教育訓練費の上乗せの条件に認定経営力向上計画における経営力向上の認定を受けるといった条件が無くなりました。

4月からの保険料率の確認

(1) 雇用保険料率

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおり変更となります。

まず令和4年4月から、事業主負担の保険料率が変更になります。

次に令和4年10月から、労働者負担及び事業主負担の保険料率が変更になります。年度の途中から保険料率が変更となりますのでご注意ください。

○令和4年4月1日～令和4年9月30日				
		①労働者負担	②事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業	4年度	3	6.5	9.5
	3年度	3	6	9
建設の事業	4年度	4	8.5	12.5
	3年度	4	8	12

○令和4年10月1日～令和5年3月31日				
		①労働者負担	②事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業	4年度	5	8.5	13.5
建設の事業	4年度	6	10.5	16.5

(2) 健康保険料率

令和4年3月分の健康保険料から料率が変更されます。4月末納付分の社会保険の預かり金の計算の際はご注意ください。給料計算の際は税率表を確認の上徴収をお願いします。今年度は関東地方の料率は以下の通りです。

	令和4年度	令和3年度	前年
茨城県	9.77%	9.74%	↑
栃木県	9.90%	9.87%	↑
群馬県	9.73%	9.66%	↑
埼玉県	9.71%	9.80%	↓
千葉県	9.76%	9.79%	↓
東京都	9.81%	9.84%	↓
神奈川県	9.85%	9.99%	↓

(3) 介護保険料率

現在、介護保険料率は1.80%でしたが、令和3年3月分からの介護保険料率は1.64%と変更され下がります。4月末納付分の社会保険の預かり金の計算の際はご注意ください。

(4) 子ども・子育て拠出金率

子ども・子育て拠出金率は0.36%と昨年より据え置きです。

(芝事務所：山本 修)

		給与明細書			
		●年●月分			
氏名 支給 種別					

